

資料

1 行政評価委員会からの意見

名古屋市では、市全体の施策を、局を超えて横断的に評価することによって、重点的に取り組む施策を明らかにし、その結果を、予算などの行政資源の最適配分に活用する新たな行政評価システムの構築をめざし、16年度からおよそ2年をかけて、この施策評価について検討を重ねてきた。

本委員会は、この間、名古屋市に対して、外部の立場からその評価手法や活用方法へのさまざまな見解を述べてきたところである。

そこで、本コメントでは、施策評価の必要性、17年度の施策評価までの過程において浮上した論点を振り返るとともに、施策評価の活用方法、今後の課題と展望について論ずることとしたい。

(1) 施策評価の必要性

名古屋市では、行財政システム改革の中心的な役割を担うものとして、平成13年度から事務事業評価に取り組み、継続実施することにより、事務事業の見直しをはじめ、職員の意識改革、予算の縮減などに大きな成果をあげてきている。全国的にも群を抜いた取り組みと評価することができる。

しかし、事務事業評価は、個別の事務事業の最適化を図るための改革改善を考察するには適した評価手法であるが、「総合計画に掲げる目標の達成」と「財政難下での事業費の削減」という、相反する大きな課題を克服するためには、個々の事務事業をどうするのかといった視点が中心となっていた従来の行政執行のあり方を、今後は、政策課題を解決するための手段としての施策をどう効果的に進めていくのか、常に検証しながら進めていくやり方へと転換をしていくことが必要である。その場合、施策評価は、施策レベルで選択と集中を行おうとしたときの分析ツールとして、不可欠のものと考えられるのである。

(2) 17年度施策評価過程における論点

ア 施策の実績に対する評価

施策評価は新しい取り組みであり、理論的に十分に確立された手法があるというわけではない。昨年来の試行のなかでは、市民への説明責任という観点に立った施策の実績に対する評価ができないかが議論された。

施策は、名古屋市の長期総合計画である「名古屋新世紀計画2010」の実現に向けて、名古屋市と市民とが、ともに進めていく重要な取り組みである。このため、これまでの施策の実績を自ら把握し、市民にわかりやすく提供することにより説明責任を果たしていくことが、ともに取り組みを進めていく立場にある者としては必要なことである。

イ 評価の視点

施策の実績をみるには、行政の側からみた進捗状況のみでなく、市民の側からみた進捗状況もあわせて把握する必要があるが、名古屋市では、これまで施策の一つひとつについて市民の意見を聞くような調査を行ったことはない。このため、施策評価に際しては、新たに大規模な市民満足度調査を実施し、個々の施策ごとに、市民の満足度を把握することから始めるべきと考えたところである。

もっとも、市民の意見を求めるには、アンケートからパブリックコメント、ワークショップにいたるまで段階性がある。市民満足度調査には、市政全般をカバーして市民の意見が得られるという特長がある反面、個々の施策についての綿密詳細な評価を行ったものではないという限界もある。このため、直ちに施策の良し悪しや、今後の市政運営の方向づけに結び付けるべきではない。満足しているから重要ではないとか、不満足だから重要であるという関係は成り立たないのである。

しかし、市の施策全体を横断的、相対的に評価するひとつの物差しとしては、十分に活用できる指標であると考え、市当局には、施策の展開やその目的を達成するための手段である事務事業を点検するための着眼点と捉えてもらいたい。

都市比較については、結果をみると名古屋市は概ね平均的なレベルにあるとみられる。個々の施策・事業を展開するなかでは、必ずしも常に他都市の動向を気にする必要はないと思われるが、総体として行政が果たすべき役割は果たしていることが確認できたと捉えるべきであろう。

(3) 施策評価の活用方法

評価結果及び庁内での議論の過程を含め、今回の施策評価には市政に関する情報の提供という点で一定の成果が得られているといえるが、今一度、今後の市政における活用方法を各方面から検討するべきである。

ひとつめは、行政評価という大きな枠組みのなかでの施策評価の位置づけである。事務事業評価の評価手法を充実し、施策評価と事務事業評価の連携を図るべきであり、その第一歩として、今年度行われた施策評価の結果を踏まえ、市民の注目が高く喫緊に点検すべき施策を構成する事務事業について再点検していくことが検討されている。パイロット的な体制、手法で再点検を行うことにより、より効率的で有効な方法確立してもらいたい。

ふたつめは、計画、実行、点検、改善といった行政のマネジメントサイクルのなかでの施策評価の位置づけである。

名古屋市をはじめとする多くの自治体では、これまで施策や事務事業の実績を評価し、それを十分に踏まえた計画策定を行ってきたとはいいがたいところがあった。

今回の評価結果を今後の施策展開を考えるための材料として、まずは、名古屋新世紀計画2010第3次実施計画への反映を期待するところであるが、その一方で、新しい実施計画が評価結果に過度に縛られることのないよう、十分に議論していくべきである。

(4) 今後の課題と展望

施策評価は、これまでの、事務事業を単位とした予算編成、事務事業の執行に着目した組織という、サービスを提供する役所側の視線で行政を捉えていた考え方を改め、サービスを受ける市民側の視線から市政の状況を点検し、重点化すべき施策、改善が必要な施策を明らかにしていくための新しい行財政システムをめざしていくものである。施策の優先度は、施策の実績、市民ニーズをはじめ、市政を取り巻くさまざまな課題や将来展望など、高度に政治的で、複合的な政策判断から導き出されるものであり、施策の実績の評価が、直ちに予算に反映され連動するものではないと考えるべきであるが、予算へのプロセスの透明化が問われていることも、また、共通認識とするべきである。誰もが納得できる合理的な基準づくりにむけて、引き続き検討を続けてもらいたい。

また、局を超えて横断的に評価できる体制をつくることが必要であり、さらに、その結果を予算などに活用していくためには、現行の予算編成や定員・組織改革などの行財政システムとの整合性の確保も課題である。

行財政システムを、市民をはじめ誰からも納得の得られるものとして構築するには、これらについて、引き続き時間をかけた十分な検討が必要である。まずは施策の実績を把握し、施策の現状認識を深め、市役所の内外での問題・課題認識の共有化を進めることにより、市政の運営を施策レベルで考える意識の醸成を図り、次のステップへと段階的に進めていくべきものとする。

なお、名古屋市の場合、事業を担当する部局と施策の体系とが必ずしも一致していないことが、新しい行財政システムの構築、施策と事務事業の連携を考えるに当たって克服すべき課題になっているものとする。施策のより効率的な実行につながる組織のあり方へと、今後の議論が発展することが望まれる。

施策評価は、市政運営の発想を大きく転換させる第一歩であり、それだけにシステムの構築までには、多くの課題があると思われるが、長期的な視点に立って、引き続きの取り組みを期待する。

【名古屋市行政評価委員会の構成】

氏 名	役 職 等	施策評価 専門部会
副委員長 池 田 桂 子	・ 弁護士 ・ 弁理士	○
委員長 石 原 俊 彦	・ 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ・ 公認会計士	部会長
副委員長 稲 沢 克 祐	・ 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 助教授 ・ 南山大学大学院、四日市大学 兼任講師	
太 田 哲 男	・ 愛知県土地開発公社 監事 ・ 元愛知県監査委員事務局長	
加 藤 玲 子	・ (有)加藤寿エンタープライズ 代表取締役	
齋 藤 友 之	・ 日本福祉大学経済学部 助教授	
檀 上 善 夫	・ オフィスクオリティ 代表 ・ 元日本アイ・ビー・エム中部ソリューション(株) 経営企画管理担当部長	
秀 島 栄 三	・ 名古屋工業大学大学院工学研究科 助教授	○
藤 田 かずえ	・ オフィスカズ 代表	
三 島 知斗世	・ N P O法人ボランタリーネイバーズ 事務局長	

(五十音順、敬称略)

【名古屋市行政評価委員会の開催経過】

会 議	開 催 日	内 容
第 1 回 行政評価委員会	平成 1 7 年 6 月 9 日	・ 委員長及び副委員長の選任 ・ 名古屋市政の現状について ・ 名古屋市の行政評価について ・ 行政評価委員会の進め方について 施策評価専門部会の設置等
第 1 回 施策評価専門部会	平成 1 7 年 8 月 1 5 日	・ 施策評価について ・ 施策満足度調査（市民満足度調査）について ・ 施策評価専門部会の進め方について
第 2 回 施策評価専門部会	平成 1 7 年 1 0 月 1 8 日	・ 施策評価の評価単位について ・ 施策評価の構成及び評価の視点について ・ 市民満足度調査結果の速報について
第 3 回 施策評価専門部会	平成 1 8 年 2 月 1 日	・ 施策評価の評価状況の報告について ・ 施策評価を活用した事務事業の再点検について
第 4 回 施策評価専門部会	平成 1 8 年 2 月 2 8 日	・ 施策評価結果について ・ 施策評価に係る行政評価委員会からの意見について
第 3 回 行政評価委員会	平成 1 8 年 2 月 2 8 日	・ 施策評価結果について ・ 施策評価に係る行政評価委員会からの意見について

事務事業評価に関する審議は記載を省略した。

2 名古屋市行政評価委員会設置要綱

第1 設置

名古屋市が実施する行政評価の客観性及び透明性を高めるため、学識経験者等からなる行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、名古屋市が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行うとともに、名古屋市の行政評価制度について、意見を述べる。

第3 構成

- 1 委員会は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、市長が委嘱し、その事務を委託する。
- 3 委員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間経過後も同様とする。

第4 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員のうちから委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 召集

委員会は、委員長が招集する。

第6 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 専門部会

委員会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第8 関係職員の出席

委員長は、必要があるときは、委員会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第9 庶務

委員会の庶務は、総務局行政システム部行政経営室において処理する。

第10 謝金

委員には、委員会の会議及び関係職員による説明の場への出席に係る謝金を支給する。謝金額は、日額12,300円とする。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 6月8日から施行する。

3 平成16年度施策評価(試行)のまとめ

(1) 試行の目的

施策評価の目的については、効率的で質の高い施策の実現、行政資源の最適配分、市民への説明責任の向上、職員の意識改革の4点を図ることであると考え、試行においては、個々の事務事業レベルにとどまらず、市全体の施策を施策単位で評価することにより、「施策における選択と集中を図り、ヒト・モノ・カネといった行政資源の最適配分に資する評価システム」の構築に向けて課題を検証し、評価手法・活用方法を確立することをめざした。

(2) 試行の内容

ア 評価対象

「名古屋新世紀計画2010第2次実施計画」の全施策（79施策）

イ 実施手順

必要性、達成度、効率性及び市民意識（市政世論調査の結果）を評価の視点として設定し、実際に評価作業を行うことにより、市全体としての、施策単位での評価について評価手法、活用方法を検討した。

ウ 実施体制

（ア）経営会議、施策評価推進幹事会

（イ）行政評価推進員会議(行政評価担当課長会)、各局ヒアリング

（ウ）行政評価委員会施策評価専門部会

(3) 試行を踏まえた主な課題

ア 施策の実績を把握する手法について

（ア）市民に対する説明責任の向上を図るための実績評価の実施

（イ）市民の満足度を把握するための施策満足度調査の実施

イ 施策の選択と集中を図る手法について

（ア）施策の選択と集中を図るために判断する基準づくり

（イ）局を超えて横断的に評価できる体制づくり

（ウ）現行の行財政システムとの整合性の確保

行政評価（施策評価）の実施結果
平成１８年３月

発行 名古屋市 総務局行政システム部行政経営室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
電話 ０５２（９７２）２１８２
ＦＡＸ ０５２（９７２）４１０９
電子メール gyouseihyouka@somu.city.nagoya.lg.jp

この報告書は、再生紙（本文：古紙配合率１００％、白色度７０％
表紙：古紙配合率１００％、白色度７０％）を使用しています。